

岡労発基 0907 第 2 号

令和 8 年 9 月 7 日

関係団体の長 殿

岡山労働局長

(公 印 省 略)

「作業環境測定士講習について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添の令和 8 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 13 号により、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。）並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。）がそれぞれ令和 7 年 5 月 14 日、令和 8 年 7 月 29 日に公布されたことに伴い、昭和 51 年 6 月 17 日付け基発第 461 号「作業環境測定士講習について」の一部を改正する旨、厚生労働省労働基準局長から通知がありました。

つきましては、本通知の内容についてご承知おきいただくとともに、会員事業場その他関係者に対する周知にご協力いただきますようお願いいたします。

基 発 0901 第 13 号
令 和 8 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「作業環境測定士講習について」の一部改正について

標記については、「作業環境測定士講習について」（昭和 51 年 6 月 17 日付け基発第 461 号。以下「講習通達」という。）により、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 5 条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところである。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「令和 8 年改正省令」）がそれぞれ令和 7 年 5 月 14 日、令和 8 年 7 月 29 日に公布されたことに伴い、講習通達の一部を、別添 1 の新旧対照表のとおり改正することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、改正後の本通達は、別添 2 で示すとおりである。

昭和 51 年 6 月 17 日付け基発第 461 号「作業環境測定士講習について」新旧対照表

改正後	現 行
基 発 第 4 6 1 号 昭和 51 年 6 月 17 日 一部改正 基 発 第 3 4 2 号 昭和 56 年 6 月 9 日 一部改正 基 発 第 0319009 号 平成 16 年 3 月 19 日 一部改正 基 発 0127 第 12 号 令和 2 年 1 月 27 日 一部改正 <u>基 発 0901 第 13 号</u> <u>令和 8 年 9 月 1 日</u> 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) 作業環境測定士講習について 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 5 条に定める作業環境測定士講習(以下「講習」という。)の実施については、下記によることとしたので了知の上、適正な運用を期せられたい。 記 1 講習の実施者について 講習は、<u>法第 5 条の規定に基づき厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者</u>(以下「登録講習機関」という。)<u>が行うこと。ただし、法第 32 条第 3 項で読み替えて準用する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 53 条の 2 第 1 項に定めるときは、同条の規定に基づき都道府県労働局長が行うこと。</u> <u>(削る)</u>	部内限 基 発 第 4 6 1 号 昭和 51 年 6 月 17 日 一部改正 基 発 第 3 4 2 号 昭和 56 年 6 月 9 日 一部改正 基 発 第 0319009 号 平成 16 年 3 月 19 日 一部改正 基 発 0127 第 12 号 令和 2 年 1 月 27 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 作業環境測定士講習について 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 5 条に定める作業環境測定士講習(以下「講習」という。)の実施については、下記によることとしたので了知の上、適正な運用を期せられたい。 記 1. 講習の実施者について <u>法第 5 条により、講習は、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の登録する者</u>(以下「登録講習機関」という。)<u>が行うこととされているが、当面登録講習機関によって行うこと。</u> 2. <u>(削除)</u>

2 講習の実施方法について

講習の実施方法については、作業環境測定士規程(昭和 51 年労働省告示第 16 号。以下「作環士規程」という。)第3条によるほか、次によること。

(1) 1回の講習の対象人員

イ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の対象人員は、1回当たり50人以内とすること。

ロ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数の合計数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

ハ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり別紙1の「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数に10を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

ニ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のそれぞれについて(2)の項目において使用する機器等の備付けの数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

(2) 具体的講習方法

各講習科目の具体的講習方法は、別紙1「講習の具体的実施方法」によること。ただし、修了試験については、次の(3)によること。

(3) 修了試験

イ 作環士規程第3条第3項の修了試験(以下「修了試験」という。)は、学科試験及び実技試験により実施するものとし、当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

ただし、実技試験は作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」については行わないものとすること。

ロ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分に理解しているか否かの判定ができる程度のものとすること。

ハ 学科試験は、次によること。

(イ)学科試験は、筆記試験により行うことを原則とし、受験者が文字を書くことが

3. 講習の実施方法について

講習の実施方法については、作業環境測定士規程(昭和 51 年労働省告示第 16 号。以下「測定士規程」という。)第3条によるほか、次によること。

(1) 1回の講習の対象人員

イ 規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目の講習の対象人員は、1回当たり、50人以内とすること。

ロ 規則第25条第1項第3号に掲げる科目の講習の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の2の(1)に掲げる機械、設備、施設等の備付け数の合計数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を50人とすること。

ハ 規則第25条第1項第4号に掲げる科目の講習の対象人員は、1回当たり別紙1の2の(2)に掲げる機械、設備、施設等の備付け数の合計数に10を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を50人とすること。

ニ 規則第25条第1項第5号から第7号までに掲げる科目の講習の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の2の(3)に掲げる機械、設備、施設等であって、講習の科目のそれぞれについて別紙2の具体的実施方法の欄の②により受講者に6を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を50人とすること。

(2) 具体的講習方法

各講習科目の具体的講習方法は、別紙2「講習の具体的実施方法」によること。ただし、修了試験については、次の(3)によること。

(3) 修了試験

イ 測定士規程第3条第3項の修了試験(以下「終了試験」という。)は、筆記試験及び実技試験により実施するものとし、当該終了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

ただし、実技試験は規則第25条第1項第1号の科目については行わないものとすること。

ロ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分に理解しているか否かの判定ができる程度のものとすること。

ハ 筆記試験は、次によること。

(新設)

困難である場合等筆記試験によることができない場合は、口述試験等の代替措置を講じること。なお、代替措置を実施した場合における試験の時間については、受講者の状況に応じて適切な時間とすること。

(ロ) 学科試験の方法については、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」は、併せて試験を実施するものとし、両科目の講習終了後1時間を当てるものとする。また、同条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については、科目別に試験を行うものとし、講習終了後、それぞれ30分間（「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」の場合は60分間）を当てるものとする。

(ハ) 学科試験は、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」については、択一式又は記入式により、同条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については記述式又は実習の際に作成したレポートにより実施すること。

ニ 実技試験は、次によること。

(イ) 別紙2に示す方法により行うこと。

(ロ) 学科試験の終了後1人当たり数分程度で実施すること。

(ハ) 登録講習機関が別に実施する実技に関する講習（作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」について、それぞれ6時間以上とする。）を修了した者又は作業環境測定士の資格を有する者（作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う

(イ) 筆記試験の方法については、作業環境測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境測定についてデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るもの」は、併せて試験を実施するものとし、両科目の講習終了後1時間を当てるものとする。また、同条に規定する講習の科目のうち、「作業環境についてデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」及び規則別表第1号から第5号までの作業場の作業環境について行う分析の実務に関する科目については、科目別に試験を行うものとし、講習終了後、それぞれ30分間を当てるものとする。

(ロ) 筆記試験は、規則第25条第1項第1号及び第2号の科目については、択一式又は記入式により、同項第3号から第7号までの科目については記述式又は実習の際に作成したレポートにより実施すること。

ニ 実技試験は、次によること。

(イ) 実技試験は、別紙3に示す方法により行うこと。

(ロ) 実技試験は、筆記試験の修了後1人当たり数分程度で実施すること。

(ハ) 実技試験については、登録講習機関が別に実施する実技に関する講習（サンプリング及び分析の実務について、それぞれ6時間以上とする。）を修了した者又は作業環境測定士の資格を有する者（規則第25条第1項第5号、第6号又は第7号の科目の講習を終了した者で、同項第5号、第6号又は第7号の科目のうち講習を終了していない科目を受講するものに限る。）等実技に係る能力を有すると認められる者に対しては省略しても差し支えないものであること。

分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」を修了した者で、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち修了していない科目を受講するものに限る。）等実技に係る能力を有すると認められる者に対しては省略しても差し支えないものであること。

(4) 講習修了者の決定等

イ 修了試験は、学科試験及び実技試験のそれぞれについて可否を判定し、両方の試験に合格した者を合格とすること。可否の判定は次によること。

(イ) 学科試験については、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の場合には両科目を合わせて満点を100点とし、両科目を合わせた得点が70点以上の者を、また、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の場合には各科目の満点を100点とし、各科目の得点が70点以上の者を合格者とする。

(ロ) (略)

ロ 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「規則」という。）第24条に規定する第一種作業環境測定士講習（以下「第1種講習」という。）の受講者にあつては、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる（イ）、（ロ）及び（ハ）についての修了試験に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）を第1種講習の修了者とする。

(イ) 「労働衛生管理の実務」

(ロ) 「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

(ハ) 「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち、いずれか1科目以上

ハ 規則第24条に規定する第二種作業環境測定士講習（以下「第2種講習」という。）の受講者にあつては、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に

(4) 講習終了者の決定等

イ 終了試験は、筆記試験及び実技試験のそれぞれについて可否を判定し、両方の試験に合格した者を合格とすること。可否の判定は次によること。

(イ) 筆記試験については、規則第25条第1項第1号及び第2号の科目の場合には両科目を併せて満点を100点とし、両科目を併せた得点が70点以上の者を、また、同項第3号から第7号までの科目の場合には各科目の満点を100点とし、各科目ごとの得点が70点以上の者を合格者とする。

(ロ) (略)

ロ 規則第23条に規定する第1種作業環境測定士講習（以下「第1種講習」という。）の受講者にあつては、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目並びに第3号から第7号までに掲げる科目のうちの1以上の科目についての修了試験に合格した者を第1種講習の修了者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 規則第23条に規定する第2種作業環境測定士講習（以下「第2種講習」という。）の受講者にあつては、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目を

<u>掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格した者(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)</u>を第2種講習の修了者とする。 <u>(イ)「労働衛生管理の実務」</u> <u>(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」</u> ニ 第1種講習の受講者であって、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)したが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)についての修了試験にも合格しなかった者については、受講者の申請により第2種講習の修了者として<u>できること。</u> <u>(イ)「労働衛生管理の実務」</u> <u>(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」</u> <u>(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれの科目</u> ホ 第1種講習の受講者であって、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格しなかったが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)に合格した者については、次回以降の作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち(イ)及び(ロ)を再受講できるものとし、この場合再受講した科目に合格した者(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)に対しては、先に合格した科目と併せて第1種講習修了者として<u>できること。</u> <u>(イ)「労働衛生管理の実務」</u> <u>(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」</u> <u>(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれか</u>	併せた修了試験に合格した者を第2種講習の修了者として<u>すること。</u> (新設) (新設) ニ 第1種講習の受講者であって、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目を併せた修了試験に合格したが、第3号から第7号までに掲げる科目のいずれの科目についての修了試験に合格しなかった者については、受講者の申請により第2種講習の修了者として<u>すること。</u> (新設) (新設) (新設) ホ 第1種講習の受講者であって、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目を併せた修了試験に合格しなかったが、第3号から第7号までに掲げる科目のいずれかの科目に合格した者については、次回以降の同項第1号及び第2号に掲げる科目の講習を再受講できるものとし、この場合再受講した科目に合格した者に対しては、先に合格した科目と併せて第1種講習修了者として<u>できること。</u> (新設) (新設) (新設)
--	--

(削る)

別紙1

「講習の具体的実施方法」

講 習 の 科 目	講 習 科 目 の 範 囲 及 び 実 施 方 法	時 間
労働衛生管理の実務	(1) 有害因子と健康障害 ①有害因子の健康に与える影響及び②有害物の取扱いから健康への影響発現に至る経路について、講義方式により教育すること。 (2) 有害物の体内侵入の形態 ①呼吸器を介しての侵入、②消化器を介しての侵入及び③皮膚を介しての侵入の各形態について、講義方式により教育すること。 (3) 有害物の量に関する指標 ①ばく露限界（量－反応、量－影響関係及び許容濃度）、②生物学的限界値、③管理濃度及び④種々の評価基準の位置づけについて、講義方式により教育すること。 (4) 作業環境管理の進め方 ①労働衛生管理における環境管理と健康管理の関係、②作業環境測定の結果に対する評価基準、③作業環境改善の原則及び④作業環境改善の工学的対策について、講義方式により教育すること。	6時間 (1)～(3)については、 <u>合わせて</u> 3時間 (4)については、3時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング	8時間 (1)及び(2)については <u>合わせて</u> 5時間

別紙1 (削除)

別紙2

「講習の具体的実施方法」

講 習 の 科 目	講 習 科 目 の 範 囲 及 び 実 施 方 法	時 間
労働衛生管理の実務	(1) 有害因子と健康障害 ①有害因子の健康に与える影響及び②有害物の取扱いから健康への影響発現に至る経路について、講義方式により教育すること。 (2) 有害物の体内侵入の形態 ①呼吸器を介しての侵入、②消化器を介しての侵入及び③皮ふを介しての侵入の各形態について、講義方式により教育すること。 (3) 有害物の量に関する指標 ①ばく露限界（量－反応、量－影響関係及び許容濃度）、②生物学的限界値、③管理濃度及び④種々の評価基準の位置づけについて、講義方式により教育すること。 (4) 作業環境管理の進め方 ①労働衛生管理における環境管理と健康管理の関係、②作業環境測定の結果に対する評価基準、③作業環境改善の原則及び④作業環境改善の工学的対策について、講義方式により教育すること。	6時間 (1)～(3)については、 <u>併せて</u> 3時間 (4)については、3時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物質の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング	8時間 (1)及び(2)については <u>併せて</u> 5時間

	時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物（<u>個人サンプリング法対象特化物、鉛、有機溶剤及び粉じん（遊離けい酸含有率が極めて高いものを除く。）</u>）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知管方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。	(3)及び(4)については <u>合わせて</u> 3 時間			グ時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物質（<u>低管理濃度特定化学物質、鉛及び有機溶剤</u>）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知管方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。	(3)及び(4)については <u>併せて</u> 3 時間
<u>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの</u> ^(※)	(1) <u>作業環境測定の目的</u> 作業環境測定における個人ばく露測定によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) <u>個人ばく露測定に係るデザインの</u>方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、	8 時間 (1)、(4)及び(5)については<u>合わせて</u> 2 時間 (2)及び(3)については<u>合わせて</u> 6 時間	(新設)	(新設)	(新設)	

		②測定対象者の設定方法、③測定実施日の選定、④測定時間帯の設定及び⑤サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「濃度基準値等に係る技術上の指針」という。）の2-2-2及び3-1並びに作業環境測定基準（昭和51年厚生労働省告示第46号）第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の2、第14条及び第15条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え、濃度基準値等に係る技術上の指針2-2-2に規定する均等ばく露作業の特定及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 (3) 個人ばく露測定に係るサンプリングの方法 個人ばく露測定の対象物（粉じん、特定化学物質、溶接ヒューム、鉛、有機溶剤等及びリスクアセスメント対象物）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、濃度基準値等に係る技術上の指針の3-2及び4並びに測定基準第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の1、第14条及び第15条について講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		(4) <u>個人ばく露測定の結果の評価</u> <u>濃度基準値等に係る技術上の指針の5について、講義形式により教育すること。</u> (5) <u>呼吸用保護具の選択</u> <u>濃度基準値等に係る技術上の指針の7-2、7-3及び7-4並びに第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）第2条、第5条、第8条及び第11条並びに金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る有効な呼吸用保護具の選択方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）第2条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え要求防護係数の決定及び適切な保護具の選択をさせ、その結果について討議を行うこと。</u> <u>また、実際に呼吸用保護具を取り扱わせ、教育すること。</u>					
	<u>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）</u>	(1) 作業環境測定の目的 ①<u>作業環境測定（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）</u>の位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) デザイン（<u>個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）</u>の方法 ①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定点の設定方法（<u>A測定</u>及び<u>B測定</u>）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定点の設定等を	12時間 (1)及び(2)については<u>合わせて6時間</u>		<u>作業環境について行うデザイン及びサンプリングのうち個人サンプリング法以外のものに係るもの</u>	(1) 作業環境測定の目的 ①作業環境測定の位置付け及び<u>作業環境測定の目的について</u>、講義形式により教育すること。 (2) デザイン（<u>個人サンプリング法を除く。）</u>の方法 ①測定対象物質の決定、②単位作業場所の設定、③測定点の設定方法（<u>A測定</u>及び<u>B測定</u>）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え	12時間 (1)及び(2)については<u>併せて6時間</u>

		させ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) サンプリング（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法 鉱物性粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等の採取方法及び採取した試料の管理方法について、実際に試料採取機器を取り扱わせ、教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い ①相対濃度指示法及び②検知管法の原理及び取扱方法について、実際に簡易測定機器を取り扱わせ、教育すること。	(3)及び(4)については <u>合わせて</u> 6 時間			単位作業場所及び測定点の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) サンプリング（個人サンプリング法を除く。）の方法 鉱物性粉じん、特定化学物質等、鉛及び有機溶剤の採取方法及び採取した試料の管理方法について、実際に試料採取機器を取り扱わせ、教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い ①相対濃度指示法及び②検知管法の原理及び取扱方法について、実際に簡易測定機器を取り扱わせ、教育すること。	(3)及び(4)については <u>併せて</u> 6 時間	
	規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法に用いる分析機器の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 鉱物性粉じん（石綿を除く。以下同じ。）の濃度の測定 ロ <u>重量分析方法</u>による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ハ エックス線回折分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ニ 石綿の繊維数濃度の測定 ホ 石綿の重量濃度の測定	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間		別表第 1 号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法に用いる分析機器の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 鉱物性粉じん（石綿を除く。以下同じ。）の濃度の測定 ロ <u>りん酸法</u>による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ハ エックス線回折分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸の測定 ニ 石綿の繊維数濃度の測定 ホ 石綿の重量濃度の測定	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間	
	規則別表第二号	(1) 全アルファ放射能計測方法、全	12 時間		別表第 2 号の作	(1) 全アルファ放射能計測方法、全	12 時間	

	の作業場の作業環境について行う分析の実務	ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び<u>蛍光光度</u>分析方法に用いる分析機器等の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法及びガンマ線スペクトル分析方法により標準線源を用い、その放射能を計測する手法について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。	(1)については、 2 時間 (2)については、 <u>10 時間</u>		業場の作業環境測定について行う分析の実務	ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び<u>けい光光度</u>分析方法に用いる分析機器等の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法及びガンマ線スペクトル分析方法により標準線源を用い、その放射能を計測する手法について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。	(1)については、 2 時間 (新設)	
	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、<u>高速液体クロマトグラフ</u>分析方法、原子吸光分析方法、<u>蛍光光度</u>分析方法及び重量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令（昭和47 年政令第 318 号）別表第三第一号（6 及び 8 を除く。）及び第二号（<u>3 の 2</u>、10、11、13、<u>13 の 2</u>、<u>15 の 2</u>、21、22、<u>23 の 3</u>、<u>27 の 2</u>、33、<u>34 の 2</u>、<u>34 の 3</u>及び 37 を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを 1 つ選び、吸光光度分析方法用の標準試料を作成すること。	12 時間 (1)については、 2 時間 (2)については、 10 時間		別表第 3 号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、<u>けい光光度</u>分析方法及び重量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6 及び 8 を除く。）及び第二号（<u>4</u>、<u>10</u>、11、13、<u>15</u>、21、22、33 及び 37 を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを 1 つ選び、吸光光度分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光	12 時間 (1)については、 2 時間 (2)については、 10 時間	

		次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフの分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。				度分析方法により測定すること。 ロ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（4、10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフの分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。		
規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2及び33に掲げる物並びに鉛のうちから作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間			別表第4号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、ポーログラフ分析方法及びけい光光度分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、15、21、22、及び33に掲げる物質のうちから作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整され	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間	

		次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ <u>イ</u>に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により原子吸光分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、原子吸光分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を原子吸光分析方法により測定すること。				た濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ <u>労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、15、21、22、及び33</u>に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により原子吸光分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、原子吸光分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を原子吸光分析方法により測定すること。		
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ <u>労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。</u> 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ <u>イ</u>に掲げる物質のうちから、	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間		別表第5号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ <u>有機溶剤中毒予防規則第二十八条第一項各号に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。</u> 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ <u>有機溶剤中毒予防規則第二十</u>	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間		

		作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフ分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。 さらに、混合有機溶剤を対象物としたガスクロマトグラフ分析方法の解析の方法について教育すること。				八条第一項各号に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフ分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。 さらに、混合有機溶剤を対象物質としたガスクロマトグラフ分析方法の解析の方法について教育すること。	
<u>(※) 令和8年10月1日前の作業環境測定士試験に合格した者が測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を受講する場合は、当該科目の項中「講習科目の範囲及び実施方法」の欄の(5)の事項の次に以下の(6)を追加すること。また、(6)の時間については1時間とし、この場合における当該科目の合計時間は9時間とすること。</u>				(新設)			
(6) 関係法令 <u>個人ばく露測定に係る労働安全衛生法とその関係政省令・告示及び作業環境測定法とその関係政省令・告示について、講義形式により教育すること。</u>							

別紙2

実技試験の実施方法

講習科目の種類	実 施 方 法
「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及	○受講した講習の科目に応じ、各種試料採取機器のなかから、指示した測定対象物に応じた試料採取機器を選択させるとともにそれらの機器を実際に使用する状態に連結させる。 ○各種簡易測定機器のなかから、指示した測定対象物に応じた簡易測定機器を選択させるとともに、その使用方法を聞く。

別紙3

実技試験の実施方法

講習科目の種類	実 施 方 法
規則第25条第1項第2号	○各種サンプリング機器のなかから、指示した測定対象物質に応じたサンプリング機器を選択させるとともにそれらの機器を実際に使用する状態に連結させる。 ○各種簡易測定機器のなかから、指示した測定対象物質に応じた簡易測定機器を選択させるとともに、その使用方法を聞く。

<u>びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」</u>			
<u>「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」</u>	○受講した講習の科目に応じ、各種分析機器のなかから、指示した測定対象物に応じた機器を選択させる。	<u>規則第 25 条第 1 項第 3 号～第 7 号</u>	○各種分析機器のなかから、指示した測定対象物質に応じた機器を選択させる。

基 発 第 4 6 1 号
 昭 和 5 1 年 6 月 1 7 日
 一部改正 基 発 第 3 4 2 号
 昭 和 5 6 年 6 月 9 日
 一部改正 基 発 第 0 3 1 9 0 0 9 号
 平 成 1 6 年 3 月 1 9 日
 一部改正 基 発 0 1 2 7 第 1 2 号
 令 和 2 年 1 月 2 7 日
 一部改正 基 発 0 9 0 1 第 1 3 号
 令 和 8 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
 (公 印 省 略)

作業環境測定士講習について

作業環境測定法(昭和50年法律第28号。以下「法」という。)第5条に定める作業環境測定士講習(以下「講習」という。)の実施については、下記によることとしたので了知の上、適正な運用を期せられたい。

記

1 講習の実施者について

講習は、法第5条の規定に基づき厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行うこと。ただし、法第32条第3項で読み替えて準用する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第53条の2第1項に定めるときは、同条の規定に基づき都道府県労働局長が行うこと。

2 講習の実施方法について

講習の実施方法については、作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号。以下「作環士規程」という。)第3条によるほか、次によること。

(1) 1回の講習の対象人員

イ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業

環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の対象人員は、1回当たり50人以内とすること。

ロ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数の合計数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

ハ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり別紙1の「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数の合計数に10を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

ニ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のそれぞれについて(2)の項目において使用する機器等の備付けの数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

(2) 具体的講習方法

各講習科目の具体的講習方法は、別紙1「講習の具体的実施方法」によること。ただし、修了試験については、次の(3)によること。

(3) 修了試験

イ 作環士規程第3条第3項の修了試験（以下「修了試験」という。）は、学科試験及び実技試験により実施するものとし、当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

ただし、実技試験は作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」については行わないものとする。

ロ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分に理解しているか否かの判定ができる程度のものとする。

ハ 学科試験は、次によること。

(イ)学科試験は、筆記試験により行うことを原則とし、受験者が文字を書くことが困難である場合等筆記試験により行うことができない場合には、口述試験等の代替措置を講じること。
なお、代替措置を実施した場合における試験の時間については、受講者の状況に応じて適切な時間とすること。

(ロ)学科試験の方法については、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」は、併せて試験を実施するものとし、両科目の講習終了後1時間を当てるものとする。また、同条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング

法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については、科目別に試験を行うものとし、講習終了後、それぞれ30分間（「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」の場合は60分間）を当てるものとする。

- (ハ) 学科試験は、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」については、択一式又は記入式により、同条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については記述式又は実習の際に作成したレポートにより実施すること。

ニ 実技試験は、次によること。

(イ) 別紙2に示す方法により行うこと。

(ロ) 学科試験の終了後1人当たり数分程度で実施すること。

- (ハ) 登録講習機関が別に実施する実技に関する講習（作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」について、それぞれ6時間以上とする。）を修了した者又は作業環境測定士の資格を有する者（作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」を修了した者で、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち修了していない科目を受講するものに限る。）等実技に係る能力を有すると認められる者に対しては省略しても差し支えないものであること。

(4) 講習修了者の決定等

イ 修了試験は、学科試験及び実技試験のそれぞれについて合否を判定し、両方の試験に合格

した者を合格とすること。可否の判定は次によること。

(イ)学科試験については、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の場合には両科目を合わせて満点を100点とし、両科目を合わせた得点が70点以上の者を、また、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の場合には各科目の満点を100点とし、各科目の得点が70点以上の者を合格者とすること。

(ロ)実技試験については、各科目とも試験問題の7割以上正答した者を合格者とすること。

ロ 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「規則」という。）第24条に規定する第一種作業環境測定士講習（以下「第1種講習」という。）の受講者にあつては、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)、(ロ)及び(ハ)についての修了試験に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）を第1種講習の修了者とすること。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち、いずれか1科目以上

ハ 規則第24条に規定する第二種作業環境測定士講習（以下「第2種講習」という。）の受講者にあつては、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）を第2種講習の修了者とすること。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

ニ 第1種講習の受講者であつて、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げ

る(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）したが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)についての修了試験にも合格しなかった者については、受講者の申請により第2種講習の修了者とすることができること。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれの科目

ホ 第1種講習の受講者であって、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格しなかったが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)に合格した者については、次回以降の作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち(イ)及び(ロ)を再受講できるものとし、この場合再受講した科目に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）に対しては、先に合格した科目と併せて第1種講習修了者とすることができること。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれか

「講習の具体的実施方法」

講習の科目	具 体 的 実 施 方 法	時 間
労働衛生管理 の実務	(1) 有害因子と健康障害 ①有害因子の健康に与える影響及び②有害物の取扱いから健康への影響発現に至る経路について、講義方式により教育すること。 (2) 有害物の体内侵入の形態 ①呼吸器を介しての侵入、②消化器を介しての侵入及び③皮膚を介しての侵入の各形態について、講義方式により教育すること。 (3) 有害物の量に関する指標 ①ばく露限界（量－反応、量－影響関係及び許容濃度）、②生物学的限界値、③管理濃度及び④種々の評価基準の位置づけについて、講義方式により教育すること。 (4) 作業環境管理の進め方 ①労働衛生管理における環境管理と健康管理の関係、②作業環境測定の結果に対する評価基準、③作業環境改善の原則及び④作業環境改善の工学的対策について、講義方式により教育すること。	6 時間 (1)～(3)については、合わせて 3 時間 (4)については、 3 時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに	8 時間 (1)及び(2)については合わせて 5 時間

	に、具体的な例題を与え評価させること。 (3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物（個人サンプリング法対象特化物、鉛、有機溶剤及び粉じん（遊離けい酸含有率が極めて高いものを除く。））の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。	(3) 及び(4)については合わせて3時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの（※）	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人ばく露測定によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人ばく露測定に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、②測定対象者の設定方法、③測定実施日の選定、④測定時間帯の設定及び⑤サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「濃度基準値等に係る技術上の指針」という。）の2-2-2及び3-1並びに作業環境測定基準（昭和51年厚生労働省告示第46号）第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の2、第14条及び第15条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え、濃度基準値等に係る技術上の指針2-2-2に規定する均等ばく露作業の特定及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 (3) 個人ばく露測定に係るサンプリングの方法 個人ばく露測定の対象物（粉じん、特定化学物質、溶接ヒューム、鉛、有機溶剤等及びリスクアセスメント対象物）	8時間 (1)、(4)及び(5)については合わせて2時間 (2) 及び(3)については合わせて6時間

	の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、濃度基準値等に係る技術上の指針の３－２及び４並びに測定基準第２条の２、第10条の２、第10条の３、第11条の１、第14条及び第15条について講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 個人ばく露測定の結果の評価 濃度基準値等に係る技術上の指針の５について、講義形式により教育すること。 (5) 呼吸用保護具の選択 濃度基準値等に係る技術上の指針の７－２、７－３及び７－４並びに第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和４年厚生労働省告示第341号）第２条、第５条、第８条及び第11条並びに金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る有効な呼吸用保護具の選択方法等（令和２年厚生労働省告示第286号）第２条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え要求防護係数の決定及び適切な保護具の選択をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、実際に呼吸用保護具を取り扱わせ、教育すること。	
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）	(1) 作業環境測定の目的 ①作業環境測定（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) デザイン（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法 ①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定点の設定方法（A測定及びB測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定点の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。	12時間 (1)及び(2)については合わせて6時間

	また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) サンプルング（個人サンプルング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法 鉱物性粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等の採取方法及び採取した試料の管理方法について、実際に試料採取機器を取り扱わせ、教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い ①相対濃度指示法及び②検知管法の原理及び取扱方法について、実際に簡易測定機器を取り扱わせ、教育すること。	(3) 及び(4)については合わせて6時間
規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法に用いる分析機器の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 鉱物性粉じん（石綿を除く。以下同じ。）の濃度の測定 ロ 重量分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ハ エックス線回折分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ニ 石綿の繊維数濃度の測定 ホ 石綿の重量濃度の測定	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間
規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び蛍光光度分析方法に用いる分析機器等の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法及びガンマ線スペクトル分析方法により標準線源を用い、その放射能を計測する手法について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間

規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフの分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間
規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2及び33に掲げる物並びに鉛のうちから作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことが	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間

	できるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により原子吸光分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、原子吸光分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を原子吸光分析方法により測定すること。	
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフ分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。 さらに、混合有機溶剤を対象物としたガスクロマトグラフ分析方法の解析の方法について教育すること。	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間

(※) 令和 8 年10月 1 日前の作業環境測定士試験に合格した者が作環士規程第 3 条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を受講する場合は、当該科目の項中「講習科目の範囲及び実施方法」の欄の(5)の事項の下に以下の(6)を追加すること。また、(6)の時間については 1 時間とし、この場合における当該科目の合計時間は 9 時間とすること。

(6) 関係法令

個人ばく露測定に関する労働安全衛生法とその関係政省令・告示及び作業環境測定法とその関係政省令・告示について、講義形式により教育すること。

実技試験の実施方法

講習科目の種類	実 施 方 法
「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」	○受講した講習の科目に応じ、各種試料採取機器のなかから、指示した測定対象物に応じた試料採取機器を選択させるとともにそれらの機器を実際使用する状態に連結させる。 ○各種簡易測定機器のなかから、指示した測定対象物に応じた簡易測定機器を選択させるとともに、その使用方法を聞く。
「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」	○受講した講習の科目に応じ、各種分析機器のなかから、指示した測定対象物に応じた機器を選択させる。